

# 優秀な若手研究者を確保し、かつ、優れた若手研究者が自由な発想で研究活動を行なうための経費に関する申し合わせ

15年9月9日 理学研究科教授会承認

一部改訂 17年12月22日 理学研究科教授会承認

一部改訂 19年4月17日 理学研究科教授会承認

## (目的)

第1条 数学研究所に優秀な若手研究者を確保し、かつ、優れた若手研究者が自由な発想で研究活動を行なうための経費(以下経費という)の使用に関して、この申し合わせを定める。

## (応募資格)

第2条 経費支給対象者の選定(以下選定という)に応募資格のあるものは、次の各号に該当する者である。

- 1 博士の学位を取得した者又は採用時点までに博士の学位が取得見込みの者
- 2 世界的な研究拠点を形成するために必要かつ優秀な者であること
- 3 他から類似の経費の助成を受けていない者

## (選者手続)

第3条 選定に応募するものは、つぎの書類を提出しなければならない。

具体的な研究活動計画書(英文)、業績目録、履歴書

第4条 選定は、COE事業推進担当者である教授全員によって構成される数学研究所運営会議が案を作成し、学長が決定する。

第5条 選定人数は15名を越えることができない。ただし、当研究所を主たる研究拠点とする若手研究者10名以内、当研究所を主たる研究拠点としない若手研究者5名以内とする。

## (受給条件)

第6条 経費の受給者は、以下の各号を遵守しなければならない。

- 1 数学研究所の事業に必要な研究活動を行なうこと
- 2 領収書など経費の用途、金額を証明できる書類等を提出すること

第7条 経費の支給は、単年度契約とする。

ここでいう「若手研究者」とは文部科学省の用語であり、数学研究所では、当研究所を主たる研究拠点とするCOE専任研究所員、当研究所を主たる研究拠点としないCOE(兼任)研究所員と称している。